

主な水俣病訴訟

○民事訴訟

	通称	概要	判決等	賠償額等
1	新潟水俣病第一次訴訟 (S42.4 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工	新潟地方裁判所 S46.9.29 判決【確定】 昭和電工への請求を一部認容。	慰謝料 100～1000 万円
2	熊本水俣病第一次訴訟 (S44.6 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ	熊本地方裁判所 S48.3.20 判決【確定】 チッソへの請求を一部認容。	慰謝料 1600～1800 万円
3	熊本水俣病第二次訴訟 (S48.1 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ	熊本地方裁判所 S54.3.28 判決【控訴】 チッソへの請求を一部認容。	慰謝料 500～2800 万円
			福岡高等裁判所 S60.8.16 判決【確定】 第一審判決を一部変更。	慰謝料 600～1000 万円
4	水俣病ニセ患者 発言訴訟 (S50.8 提訴)	名誉毀損の謝罪広告と損害賠償を求める訴訟 被告：熊本県、熊本県議会議員	熊本地方裁判所 S55.3.24 判決【確定】 熊本県への請求を一部認容（謝罪広告、弁護士費用）。熊本県議会議員への請求を棄却。	弁護士費用のみ
5	熊本水俣病待たせ賃訴訟 (S53.12 提訴)	認定遅延による精神的苦痛の損害賠償請求訴訟 被告：国、熊本県	熊本地方裁判所 S58.7.20 判決【控訴】 国、熊本県への請求を一部認容。	損害金 30～170 万円
			福岡高等裁判所 S60.11.29 判決【上告】 第一審判決を一部変更。	慰謝料 15.5～46 万円
			最高裁判所第二小法廷 H3.4.26 判決【差戻】 控訴審判決のうち国及び熊本県が敗訴した部分を破棄し、福岡高等裁判所に差戻し。	
			福岡高等裁判所 H8.9.27 判決【上告】 第一審判決を取り消し、国、熊本県への請求を棄却。	
			最高裁判所第三小法廷 H13.2.13 判決【確定】 未認定患者の上告を棄却。	
6	熊本水俣病第三次訴訟 (S55.5 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	[第 1 陣] 熊本地方裁判所 S62.3.30 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。	慰謝料 300～2000 万円
			福岡高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
			[第 2 陣] 熊本地方裁判所 H5.3.25 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。	慰謝料 400～800 万円
			福岡高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
			[第 3～16 陣] 熊本地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
7	新潟水俣病第二次訴訟 (S57.6 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国	[第 1 陣] 新潟地方裁判所 H4.3.31 判決【控訴】 昭和電工への請求を一部認容。国への請求を棄却。	慰謝料 250～750 万円

			東京高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
			[第 2～8 陣] 新潟地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
8	水俣病関西訴訟 (S57.10 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	大阪地方裁判所 H6.7.11 判決【控訴】 チッソへの請求を一部認容。国及び熊本県への請求を棄却。	慰謝料 300～800 万円
			大阪高等裁判所 H13.4.27 判決【上告】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。国、熊本県が上告。	慰謝料 400～800 万円
			最高裁判所第二小法廷 H16.10.15 判決【確定】 国、熊本県の上告を一部棄却。国、熊本県への請求の一部認容が確定。	
9	水俣病東京訴訟 (S59.5 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、チッソ子会社 3 社、国、熊本県	[一部原告] 東京地方裁判所 H4.2.7 判決【控訴】 チッソへの請求を一部認容。チッソ子会社、国、熊本県への請求を棄却。	慰謝料 350 万円
			東京高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
			[他の原告] 東京地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
10	水俣病京都訴訟 (S60.11 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、チッソ子会社 3 社、国、熊本県	[一部原告] 京都地方裁判所 H5.11.26 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。チッソ子会社への請求を棄却。	慰謝料 300～700 万円
			大阪高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
			[他の原告] 京都地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
11	水俣病福岡訴訟 (S63.2 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、チッソ子会社 3 社、国、熊本県	福岡地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260 万円
12	ノーモア・ミナマタ熊本訴訟 (H17.10 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	熊本地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210 万円
13	新潟水俣病第三次訴訟 (H19.4 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国、新潟県	新潟地方裁判所 H27.3.23 判決【控訴】 昭和電工への請求を一部認容。国、新潟県への請求を棄却。	賠償金 330～440 万円
			東京高等裁判所 H30.3.23 判決【上告】 一審原告の控訴を棄却。	
			最高裁判所第三小法廷 H31.3.5 決定【確定】 一審原告の上告を棄却。第一審判決が確定。	
14	水俣病被害者互助会訴訟 (H19.10 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	熊本地方裁判所 H26.3.31 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。福岡高等裁判所に係属中。	慰謝料 200～400 万円、 重症者 1 億円
15	ノーモア・ミナマタ近畿訴訟 (H21.2 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	大阪地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210 万円

16	新潟水俣病第四次訴訟（ノーモア・ミナマタ新潟訴訟） （H21.6 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国	新潟地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210 万円
17	水俣病補償金請求訴訟 （H21.7 提訴）	補償協定に基づく補償給付を受ける権利を有する地位にあることの確認と同協定が定める慰謝料等の支払いを求める訴訟 被告：チッソ	大阪地方裁判所 H22.9.30 判決【控訴】 原告の請求を棄却。 大阪高等裁判所 H23.5.31 判決【上告】 一審原告の控訴を棄却。 最高裁判所第二小法廷 H25.7.29 決定【確定】 一審原告の上告を棄却。	
18	ノーモア・ミナマタ東京訴訟 （H22.2 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210 万円
19	ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟（第1～12陣） （H25.6 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	熊本地方裁判所に係属中。	
20	新潟水俣病第五次訴訟（ノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟）（第1～15陣） （H25.12 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国	新潟地方裁判所に係属中。	
21	ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟A（第1～4陣） （H26.8 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所に係属中。	
22	ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟（第1～12陣） （H26.9 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	大阪地方裁判所に係属中。	
23	水俣病補償地位確認訴訟 （H26.12 提訴）	補償協定に基づく補償給付を受ける権利を有する地位にあることの確認を求める訴訟 被告：チッソ	大阪地方裁判所 H29.5.18 判決【控訴】 チッソへの請求を認容。 大阪高等裁判所 H30.3.28 判決【上告】 第一審判決を取り消し、チッソへの請求を棄却。 最高裁判所第一小法廷 H30.10.18 決定【確定】 一審原告の上告を棄却。控訴審判決が確定。	
24	水俣病失業損害賠償請求訴訟 （H27.1 提訴）	症状悪化による失業に伴う経済的損失と精神的苦痛の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所 R元.5.29 判決【控訴】 一審原告の請求を棄却。 東京高等裁判所に係属中。	
25	ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟B（第5・6陣） （H29.4 提訴）	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所に係属中。	

14, 19～22, 24, 25は係属中

○行政訴訟

	通称	概要	判決等
1	水俣病認定不作為違法確認訴訟 (S49.12 提訴)	不作為の違法確認を求める訴訟 被告：熊本県知事	熊本地方裁判所 S51.12.15 判決【確定】 熊本県知事への請求を一部認容。
2	水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟 (S53.11 提訴)	棄却処分の取消請求訴訟 被告：熊本県知事、鹿児島県知事	熊本地方裁判所 S61.3.27 判決【控訴】 両県知事への請求を認容。 判決後、熊本県知事を被告とする原告が訴えを取下げ【終結】
			福岡高等裁判所 H9.3.11 判決【確定】 鹿児島県知事を被告とする訴えにつき、鹿児島県知事の控訴を棄却。
3	水俣湾内外周辺魚介類採捕禁止請求訴訟 (H2.3 提訴)	水俣湾等での漁獲禁止とそこで採れた魚介類の販売禁止の義務付けを求める訴訟 被告：厚生大臣、熊本県知事	熊本地方裁判所 H3.12.26 判決【控訴】 熊本県知事への請求を却下。
			福岡高等裁判所 H4.8.6 判決【確定】 一審原告の控訴を棄却。
4	水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (M 氏訴訟) (H13.12 提訴)	棄却処分の取消と認定の義務付けを求める訴訟 被告：熊本県、熊本県知事	熊本地方裁判所 H20.1.25 判決【控訴】 取消請求を棄却、義務付け請求を却下。
			福岡高等裁判所 H24.2.27 判決【上告】 第一審判決を取り消し、一審原告の請求を認容。
			最高裁判所第三小法廷 H25.4.16 判決【確定】 熊本県及び熊本県知事の上告を棄却。控訴審判決が確定。
5	水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (F 氏訴訟) (H19.5 提訴)	裁決の取消し(国)、棄却処分の取消と認定の義務付け(熊本県)を求める訴訟 被告：国、熊本県	大阪地方裁判所 H22.7.16 判決【控訴】 国への請求を却下、熊本県への請求を認容。
			大阪高等裁判所 H24.4.12 判決【上告】 熊本県への取消請求を棄却、義務付け請求を却下。
			最高裁判所第三小法廷 H25.4.16 判決【差戻】 控訴審判決を破棄し、大阪高等裁判所に差戻し。
			熊本県が控訴を取下げ【確定】 大阪高等裁判所に係属後、熊本県が控訴を取下げたため第一審判決が確定。
6	水俣病認定義務付け等請求訴訟 (K 氏訴訟) (H19.5 提訴)	認定の義務付けと不作為の違法確認を求める訴訟 被告：熊本県	原告が訴えを取下げ【終結】 熊本地方裁判所に係属後、患者認定がなされ原告が訴えを取り下げたため終結。
7	水俣病生活保護廃止決定取消請求訴訟 (H23.9 提訴)	廃止処分の取消しを求める訴訟 被告：鹿児島県出水市	鹿児島地方裁判所 H27.4.7 判決【控訴】 出水市への請求を棄却。
			福岡高等裁判所宮崎支部 H28.1.15 判決【上告】 一審原告の控訴を棄却。
			福岡高等裁判所宮崎支部 H28.9.15 判決【確定】 一審原告の上告を棄却。
8	新潟水俣病行政訴訟 (H25.12 提訴)	棄却処分の取消しと認定の義務付けを求める訴訟 被告：新潟市	新潟地方裁判所 H28.5.30 判決【控訴】 新潟市への請求を一部認容(9名のうち7名認定)。
			東京高等裁判所 H29.11.29 判決【確定】 第一審判決を取り消し、原告の請求を認容(9名全員認定)
9	水俣病認定基準通知差止め請求訴訟 (H26.2 提訴)	通知の取消し(国)と通知に基づく認定審査及び処分の差止め(熊本県)を求める訴訟 被告：国、熊本県	東京地方裁判所 H26.8.8 判決【控訴】 国、熊本県への請求を却下。
			東京高等裁判所 H27.6.25 判決【上告】 一審原告の控訴を棄却。

			最高裁判所第三小法廷 H27.12.1 決定【確定】 一審原告の上告を棄却。第一審判決が確定。
10	水俣病障害補償費不支給決定取消請求訴訟 (H26.3 提訴)	公健法に基づく障害補償費支給の不支給決定の取消しと義務付けを求める訴訟 被告：熊本県	熊本地方裁判所 H27.3.30 判決【控訴】 熊本県への取消請求を棄却、義務付け請求を却下。
			福岡高等裁判所 H28.6.16 判決【上告】 第一審判決の一部取消（熊本県の不支給決定を取消）。
			最高裁判所第二小法廷 H29.9.8 判決【確定】 熊本県の不支給決定を取り消した控訴審判決を破棄。
11	水俣病集団食中毒住民調査義務付け請求訴訟(S氏訴訟) (H26.5 提訴)	水俣病を食中毒事件として調査しないことの違法確認と食品衛生法に基づく調査の義務付けを求める訴訟 被告：国、熊本県	東京地方裁判所 H28.1.27 判決【控訴】 国及び熊本県への請求を却下。
			東京高等裁判所 H28.7.21 判決【確定】 一審原告の控訴を棄却。
12	水俣病集団食中毒住民調査義務付け請求訴訟(T氏訴訟) (H27.9 提訴)	食品衛生法に基づく調査の義務付けを求める訴訟 被告：国、熊本県、鹿児島県	東京地方裁判所 H28.12.7 判決【控訴】 国、熊本県、鹿児島県への請求を却下。
			東京高等裁判所 H29.7.12 判決【上告】 一審原告の控訴を棄却。
			最高裁判所第一小法廷 H29.12.21 決定【確定】 一審原告の上告を棄却。第一審判決が確定。
13	水俣病認定義務付け等請求訴訟 (互助会訴訟) (H27.10 提訴)	不作為の違法確認と認定の義務付け等を求める訴訟 被告：熊本県、鹿児島県	熊本県及び鹿児島県が原告7名全員の認定を棄却。 義務付け訴訟は熊本地方裁判所に係属中。
14	K氏抗告訴訟 (H30.12 提訴)	棄却処分の取消しと認定の義務付けを求める訴訟 被告：熊本県	熊本地方裁判所に係属中。
15	新潟水俣病第二次行政訴訟 (H31.2.4 提訴)	棄却処分の取消しと認定の義務付けを求める訴訟 被告：新潟市	新潟地方裁判所に係属中。

13～15は係属中

○刑事訴訟

	通称	概要	判決等
1	チッソ補償交渉事件 (K 氏事件) (S47.12 起訴)	傷害の容疑で起訴 被告人：認定患者	東京地方裁判所 S50.1.13 判決【控訴】 傷害罪で罰金 5 万円 (執行猶予 1 年)。被告人側が控訴。
			東京高等裁判所 S52.6.14 判決【上告】 控訴を棄却。検察官が上告。
			最高裁判所第一小法廷 S55.12.17 決定【確定】 上告を棄却。控訴審判決 (第一審の有罪判決を破棄) が確定。
2	水俣病ニセ患者発言抗議事件 (S50.10 起訴)	公務執行妨害、傷害の容疑で起訴 被告人：認定申請者等 4 人	熊本地方裁判所 S55.3.18 判決【控訴】 公務執行妨害罪、傷害罪で被告人 4 人をそれぞれ懲役 4 月 (執行猶予 2 年)。被告人側が控訴。
			福岡高等裁判所 S61.4.18 判決【上告】 被告人側の控訴を棄却。
			最高裁判所第一小法廷 H1.3.10 決定【確定】 被告人側の上告を棄却。被告人の有罪判決が確定。
3	熊本水俣病刑事事件 (S51.5 起訴)	業務上過失致死傷の容疑で起訴 被告人：チッソの元社長及び元水俣工場長	熊本地方裁判所 S54.3.22 判決【控訴】 業務上過失致死罪で被告人 2 人をそれぞれ禁固 2 年 (執行猶予 3 年)。被告人側が控訴。
			福岡高等裁判所 S57.9.6 判決【上告】 被告人側の控訴を棄却。
			最高裁判所第三小法廷 S63.2.29 決定【確定】 被告人側の上告を棄却。被告人の有罪判決が確定。

(備考) 提訴年月は、初めに提訴があった年月。

四大公害の比較

	水俣病	新潟水俣病 (第二水俣病)	イタイイタイ病	四日市ぜんそく
発生地域	熊本県水俣市 不知火海沿岸	新潟県 阿賀野川流域	富山県 神通川流域	三重県 四日市市
原因企業 と工場	新日本窒素肥料 (現チッソ株式会社, JNC 株式会社) 水俣工場, アセトアル デヒド工場	昭和電工 (現新潟昭和) 鹿瀬工場	三井金属鉱業 神岡鉱山亜鉛精錬所	石原産業 中部電力 昭和四日市石油 三菱油化 三菱化成工業 三菱モンサント化成
原因物質	メチル水銀化合物 (水質汚濁)		カドミウム (水質汚濁)	硫黄酸化物 (大気汚染)
症状	手足のふるえ, 感覚障害, 聴力障害, 神経障害, 運動失調, 視野狭窄, 平衡機能 障害, 言語障害		骨軟化症 腎機能障害	気管支炎, 気管支ぜん そく, 咽喉頭炎など呼 吸器疾患, 肺気腫
発生	1953 年頃に発生 1956 年に公式に確認	1965 年	1910 年頃	1959 年頃
裁判提訴	1969 年	1967 年	1968 年	1967 年
争点	被告の責任 (因果関係は被告企 業が認めた)	因果関係と被告の故 意または過失責任	因果関係の立証	共同不法行為の成立, 故意または過失責任, 因果関係
判決	1973 年 3 月 患者側全面勝訴 被告の注意義務違反 による過失責任	1971 年 9 月 患者側全面勝訴 原因物質と汚染径路 の状況証拠から因果 関係認定 人の生命身体の安全 確保に対する企業の 注意義務違反による 過失責任	1972 年 7 月 患者側全面勝訴 疫学的立証法で相当 因果関係が存するこ とを認定	1972 年 8 月 患者側全面勝訴 被告 6 社の共同不法 行為を認めた 立地上の過失と注意 義務違反による過失 責任

平成7年政治解決による救済

経緯

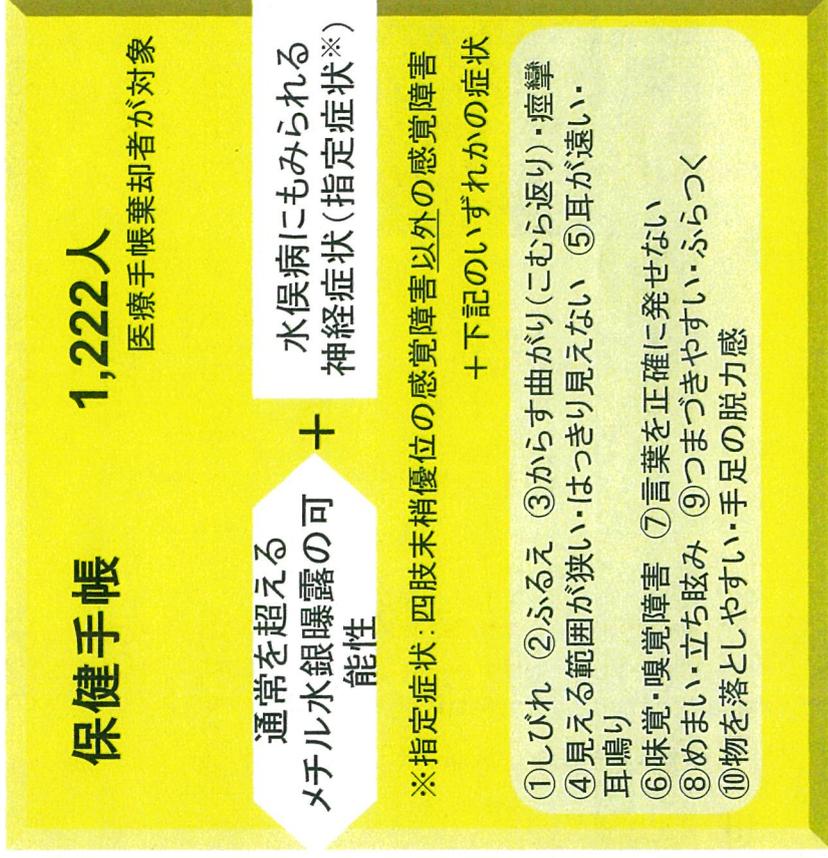
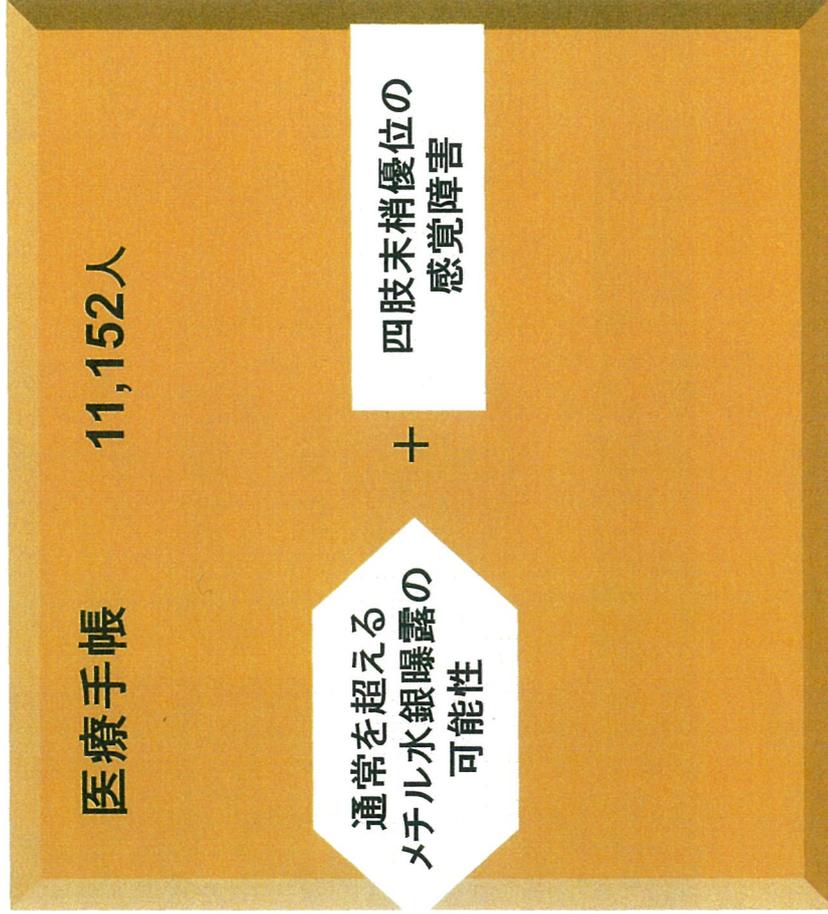
水俣病に関する様々な紛争について早期に最終的かつ全面的な解決を図るため、当時の与党三党(自由民主党、日本社会党、新党さきがけ)が最終的解決策を提示し、多くの患者団体が受入れ。

解決策の内容

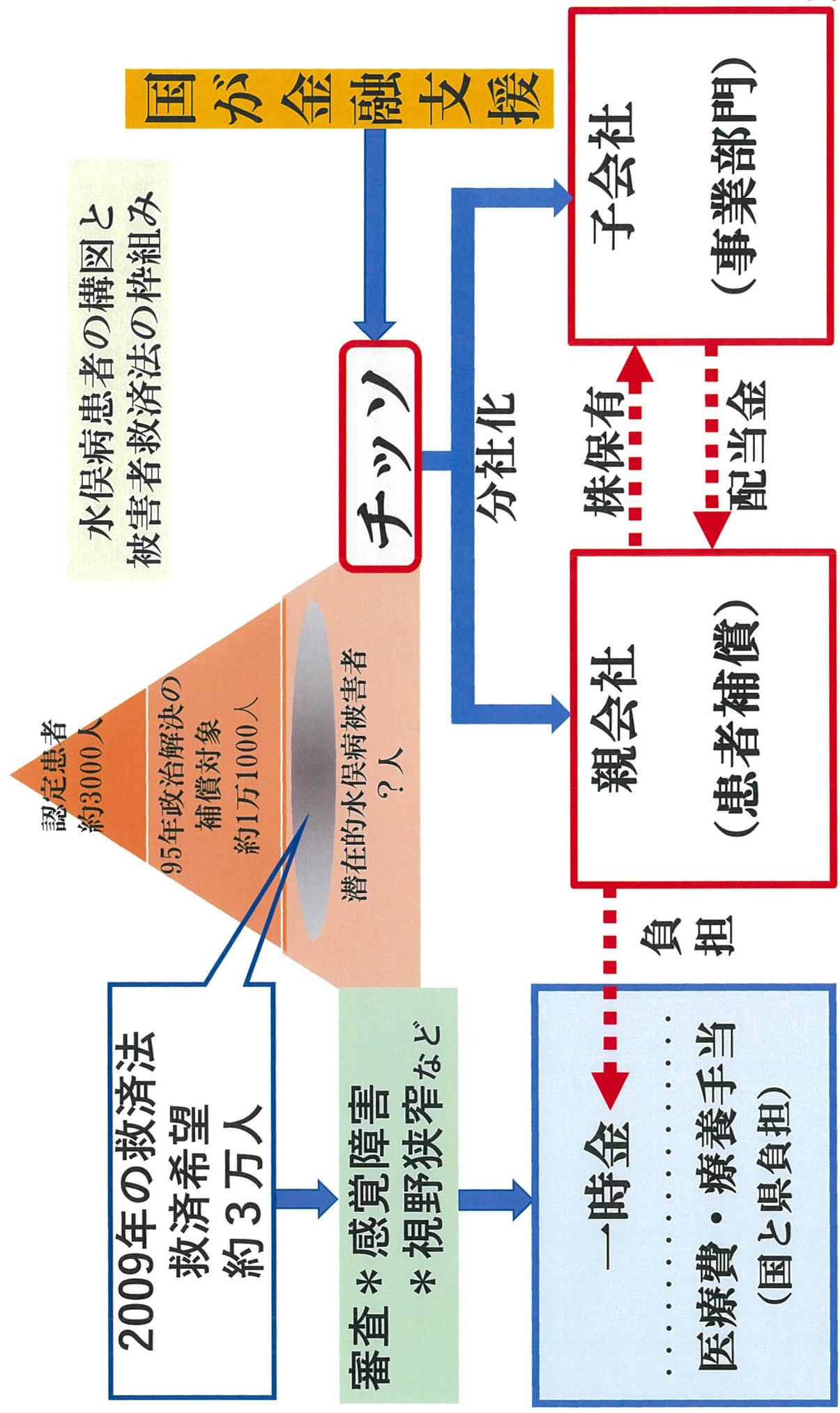
- ① 原因企業は、救済を求める者のうち、一定の症状要件等を満たす者に対して一時金(260万円)の支払。
- ② 次の団体に所属している者に、①の他に一定の金額を加算(団体加算金)を支払。
 - ・水俣病被害者・弁護団全国連絡会議(新潟関係を除く) 38億円
 - ・水俣病患者連合 7億円
 - ・水俣病平和会 3億2千万円
 - ・茂道水俣病同志会 6千万円
 - ・水俣漁民未認定患者の会 6千万円
- ③ 国・県は遺憾の意を表明し、①の者に医療費、療養費等を支給。
- ④ 救済を受ける者は、訴訟などの紛争を終結。

平成7年政治解決による救済

救済対象者



保健手帳については水俣病関西訴訟判決を受けて平成17年10月に再開、平成22年7月受付終了。(累計交付者28,364人)



第171回国会 水俣病被害者救済等法案について（与党案・民主党案対比表）

	与党案 (H21. 3. 13衆院提出)	民主党案 (H21. 4. 17参院提出)
法案名	○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案（衆院第10号）	○水俣病被害の救済に関する特別措置法（参院第16号）
基本的考え	<ul style="list-style-type: none"> ・認定患者に対する確実な補償 ・救済を受けるべき人々のあたら限りの救済 ・関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁判決の尊重 ・水俣病問題の抜本的解決 ・水俣病被害の回復、地域社会の絆の修復
対象者	過去に通常以上のメチル水銀へのばく露を受け、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者	基準日以前に特定疾病病多発地域に居住すること等により、メチル水銀により汚染された魚介類を大量に摂取し、四肢末梢優位、全身性感覚障害、舌の二点識別覚の障害等の疾病にかかった者
診断方法	与党 PT 案では公的医療機関の診断により判定	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣による認定 ・主治医の診断の尊重
一時金	一時金 ※与党 PT 案では150万円（原因企業が負担）	水俣病被害者給付金300万円（費用負担方法及び割合について県及び事業者の同意を得て、基準を定める。国が負担して支給した後に、原因企業に求償）
医療費・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費 ※与党 PT 案では自己負担分 ・療養手当 ※与党 PT 案では月額1万円（県が支給。国が援助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費 自己負担分 ・療養手当 約2～3万円 ・特別療養手当 月額1万円（国が全額負担）
その他の事業	健康増進事業、地域社会の絆の修復事業、地域振興等に、従前のおお取り組むよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・県による健康管理、相談事業（国の支援規定あり） ・国による調査及び研究事業
申請期限	申請期限を設ける。 ※3年以内を目途に救済措置対象者を確定	給付金請求は施行日から5年以内
救済策を受けるに当たっての条件	<ul style="list-style-type: none"> ・公健法の認定申請取下げ、放棄 ・訴訟の取下げ、放棄 	なし（公健法、提訴権も存続）
最終解決のための措置	救済措置・認定審査の終了、紛争解決後、公健法における地域指定等の解除	なし
原因企業への措置	患者補償を確保する観点から原因企業への財政支援と分社化（分社化後の株式売却は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結）	なし

資料 6

水俣病認定申請及び処理件数

熊本県

年度	申請	処分件数	処分件数 のうち認 定	処分件数 のうち棄 却	取り下げ	未処分
昭和44年	96	67	67	0	0	29
45年	10	7	5	2	0	32
46年	328	59	58	1	1	300
47年	502	216	204	12	2	584
48年	1937	338	292	46	11	2172
49年	700	45	29	16	6	2821
50年	559	183	146	37	6	3191
51年	660	199	109	90	11	3641
52年	1412	304	196	108	18	4731
53年	1048	490	125	365	28	5261
54年	810	773	116	657	28	5270
55年	659	938	48	890	61	4930
56年	438	641	57	584	30	4697
57年	357	406	76	330	18	4630
58年	711	326	46	280	32	4983
59年	695	529	41	488	29	5120
60年	553	440	29	411	21	5212
61年	555	1053	44	1009	26	4688
62年	725	1345	18	1327	135	3933
63年	337	975	7	968	62	3233
平成元年	185	474	2	472	60	2884
2年	339	439	7	432	210	2574
3年	339	513	1	512	34	2366
4年	215	266	1	265	126	2189
5年	155	599	1	598	183	1562
6年	295	567	1	566	117	1173
7年	267	462	3	459	268	710
8年	76	278	1	277	364	144
9年	25	93	0	93	21	55
10年	20	43	0	43	2	30
11年	29	19	1	18	1	39
12年	10	11	0	11	3	35
13年	21	11	0	11	4	41
14年	10	28	0	28	1	22
15年	8	13	0	13	0	17
16年	746	3	0	3	5	755
17年	1999	0	0	0	223	2531
18年	875	0	1	-1	91	3315
19年	487	6	2	4	66	3730
20年	108	0	0	0	55	3783
21年	759	219	2	217	43	4280
22年	296	0	0	0	2404	2172
23年	20	77	2	75	1898	217
24年	75	37	0	37	25	230
25年	379	0	3	-3	8	601
26年	436	11	0	11	19	1007
27年	375	99	2	97	19	1264
28年	185	248	2	246	55	1146
29年	106	314	0	314	48	890
30年	89	301	0	301	46	632
31年(令 和元年)8 月	47	88	1	87	10	581
合計	22068	14553	1746	12807	6934	

水俣病特措法による申請・判定結果

- 救済申請受付期間：平成22年5月～平成24年7月
- 申請・判定結果（平成30年1月判定終了）

	一時金等の給付申請者数				切替者数 (※)
	① 一時金等 対象該当者数	② 療養費 対象該当者数	③ ①、②の いずれにも 該当しな かった数	④ 合計 (①+②+ ③)	
熊本県	19,306	3,510	5,144	27,960	14,797
鹿児島県	11,127	2,418	4,428	17,973	1,998
新潟県	1,816	143	120	2,079	29
3県合計	32,249	6,071	9,692	48,012	16,824

(※) 水俣病特措法施行前に保有していた保健手帳から水俣病被害者手帳(水俣病特措法に基づく手帳)への切替え人数

歴史の教訓に学ばぬ失政

——「水俣病被害者救済特別措置法」を検討する——

宮本 憲一

はじめに

2009年7月2日、自公民が合意した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、蒲島熊本県知事と宮本水俣市長はこれに同意した。

この法律の前文で政府は水俣病の拡大の防止をできなかったこと責任を認め、おわびをした後、次のようにのべている。「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する」。また、法提出の理由については同様趣旨を述べた後に「これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定める」とのべている。この法律は前文のように行政による水俣病の最終解決案であるが、同時に被害者救済案とは異質の直接原因者チッソの経営を援助するための分社化を認める内容である。

私はこの法律が半世紀以上にわたる水俣病問題の教訓、特に3度にわたる政治的解決の失敗に学んでいず、このためこれまでと同じように最終的解決にはならず、紛争が続くと考えている。

一般には今回の法律は2度目の政治的解決といわれている。しかし正しくは1969年に政府が設置した千種委員会の補償裁定が、最初の政治的解決であり、これが「地域社会に亀裂」をもたらし、今日まで続く水俣病問題の出発点であり、今回の解決案の性格と共通した内容を持っている。したがって3度目の解決策である。ここではその頃からの歴史をたどって、水俣病問題に関する政策の問題点を明らかにしたい。

1. 水俣病裁判と政府の政策の素描

(1) 千種委員会と第一次訴訟——一任派と訴訟派の分裂

戦後の深刻な公害問題は、革新自治体の先進的な公害対策と公害裁判によって解決の道が開けた。その行政・司法を動かした原動力は、被害者が自らの基本的人権を守るために勇気を持って「公害の被害者」だと声を上げ、企業や国を訴えたことではじまった。そしてそれを支持する自発的な市民の支援組織が出来た時に問題解決の道が開いたのである。どれほど危険が解っていても、深刻な被害が出ていても被害者と支援組織がそれを公害として取り上げない限り、社会問題とはならぬのである。水俣病問題は、第一次訴訟の提起によってはじめて解決の道が開けた。それは政府の政治的解決に反対するという勇気のある行動から始まった。1968年が水俣病問題の転機であった。すでに1963～64年の三島・沼津・清水のコンビナート誘致反対闘争の勝利以来、公害反対の世論は高まっていたが、企業の力の強い地域では被害者は隠れていたのである。1967年以降、新潟水俣病、四日市公害、イタイイタイ病の被害者が裁判を提起した。この状況の下で1968年1月に水俣病対策市民会議が出来て、孤立していた被害者の支援が始まった。9月、ようやくチッソ第1組合や地区労が市民会議を支援することを決議した。水俣病患者互助会は総会を開いて、補償のやり直し要求を決議した。新潟水俣病弁護団と患者の一部が遠路はるばる水俣に来て、連帯を表明し、市民会議・互助会と補償問題で懇談した。政府は被害者がこのような公害の責任と基本的解決を求める状

況の下で、1969年1月政治的解決をきめて、第三者機関(千種委員会)をつくり、救済する方針を出した。政府はこの第三者機関について「委員選定は厚生省に一任、結論には一切異議なく従う」という案をチッソと互助会に示した。互助会はこれをめぐって、この案に従う一任派と裁判を提起する訴訟派に分かれた。一任派39世帯はこれまで裏切られてきたはずの政府を信用して、解決を政府に一任した。6月14日に訴訟派29世帯112人が提訴した。当時政府をはじめ、チッソ、市民の間からも訴訟派には強い圧力があつた。熊本県や水俣市は、訴訟費用の援助を拒否した。これまでの裁判の判決が企業側に立ち、被害者が勝訴した経験が少ないだけに、訴訟派の提訴は勇気のある行動であつた。

訴訟に対して、原告弁護団、研究者の献身的な活動、そして、国際・国内的公害反対の世論の圧力、他の公害裁判の成果があつて、第一次訴訟は勝訴した。これを受けたチッソ本社での直接交渉もあつて、初めてチッソの責任が明確になり、被害者への賠償が確定した。賠償は一時金1600~1800万円であつた。これより先1970年5月千種委員会は裁判では公序良俗に反すると批判された1959年のチッソの見舞金契約を認め、それに上積みするという形で170~400万円の死亡者一時金などを支払った。この政治的解決はいかに政府の機関が、常識に反して企業を擁護するかをしめている。

この裁判を含む4大公害裁判で、企業の公害が犯罪的行為であり、直接には被告でなかったが、国民の人権よりも企業の成長を優先した政府の高度成長政策が激しく批判された。この結果、政府の環境政策や地域開発政策などを大きく改革することになった。

(2) 被害の掘り起こし、救済制度と被害の全体像の不明

公害裁判への波及を恐れた財界と裁判の長期化を避けたいという被害者の要求があいまって、1973年公害健康被害補償法ができ、水俣病もこの法律で、行政的に処理されることとなった。第一次訴訟判決の直後に行ったNHKの水俣市民へ

のアンケート調査によれば、患者の救済よりもチッソの存続を心配する声が大きかったように、当時水俣は「チッソの城下町」であり、患者は逼塞していた。「病気をすてられるものなら捨てたし、もみくちゃにして」とうたった佐々木つた子さんも1972年までは水俣病と認定されなかった。今のアスベスト問題もそうだが、被害者は差別されているので、被害は隠れてしまう。政府は疫学調査をしない。そこでどうしても被害の全体像を明らかにして基本的対策をすすめるには患者の掘り起こしが必要になる。1970年ごろから市民会議や県民医師団などによる患者掘り起こしの運動が進み、認定に不服の被害者の行政不服審査運動などがおこなわれた。勝訴後、救済が確実となり、「隠れ水俣病患者」が名乗りをあげ、急速に患者は増大した。マスコミの一部は「ニセ患者」と誹謗し、補償金の使い道について、水俣御殿などと不当な非難をした。しかし勝訴前には患者が名乗りを上げれば、十分な救済を受けられないだけでなく、自身のみならず、家族の結婚や就職の妨げになるなど差別を受ける。したがって、公害健康被害補償法によって、行政的救済が確実となれば、認定を求める被害者が多くなるのは当然なことである。つまり、裁判で勝訴するとか、行政的救済制度が出来なければ、被害の全体像が明らかにならないという教訓をここで学ぶことが出来る。法制定以後、水俣病患者は各県の公害健康被害認定審査会によって判定されることになった。認定申請者は急増し、審査に時間がかかり、業務の促進が要望された。他方補償金の増大のためにチッソの支払いが不能になり、熊本県は国の後援の下に県債を発行して、チッソを支援することになった。

(3) 環境政策の後退と国の責任を求める裁判の展開

石油ショックを契機とする景気後退は環境政策を後退させた。1978年NO₂の環境基準が緩和され、大気汚染指定地域解除の要求が財界から出された。この様な状況の下で、環境庁事務次官通知が出て、水俣病認定基準は、四肢末梢優位の感覚障害などの単一症状でなく複数の症状がなければ認定しないことになった。この改訂による「患者

の切捨て」が始まり、改めてチッソと国の責任を追及する裁判が熊本、東京、福岡、京都、新潟、大阪各地裁、福岡高裁などで争われた。ここでは第一次訴訟で追及されなかった国の責任と行政による認定基準の誤りが争点であった。これらの裁判では、水俣病の病像は四肢末梢優位の感覚障害や全身性感覚障害などが採用され、77年の国の行政判断は採用されなかった。また第三次訴訟、京都水俣病裁判の判決は明確に国の不作為による責任を認めた。1990年9月、裁判所は和解を勧告したが、政府はこれに従わなかった。被害者原告と支持団体は、政府に和解のテーブルにつくように100日以上にわたる交渉を続けたが、政府はこれに従わなかった。

この政治的紛争の結果、1995年12月村山内閣は「水俣病問題の解決について」を出し、政治的解決をもとめた。それは政府の法的責任を認めるのではなく、村山首相のお詫びの談話にとどめ、また水俣病の病像については行政認定基準を改めるのではなく、司法判断に擦り寄って、総合対策医療事業の対象者(四肢末梢など感覚障害の有る者)および判定検討会がこれに該当すると認めた者を対象に約1万人を救済するとした。水俣病と認めた法的賠償ではないので、対象者に一時金260万円、医療費、医療手当、5団体に加算金49億4000万円、チッソ支援策260億円、地域再生・振興策をおこなうとした。5団体の被害者が苦渋の選択と評価したように問題が多くあったが、高齢化し、長い闘争が続き、これ以上は続けられないということで承諾した。

2004年10月、この政治的解決を認めず、裁判を続けた水俣病関西訴訟の最高裁判決が下った。最高裁判決では、行政の認定基準にとらわれず、患者の家族に水俣病患者が発生しているならば、四肢末梢優位の感覚障害、舌先の2点識別覚障害など原告の判断基準で認定し、国の責任を京都水俣病判決と同じ論理で明確に認め、賠償の負担は4分の1以内とした。これを契機にして、これまで沈黙していた被害者が救済を求めて活動を始めた。2009年3月現在、認定申請者6365人、新保健手帳所有者2万888人、国の責任を求める裁判

の原告1707人と約3万人の住民が、解決を求めている。1995年の政治的解決が最終解決にならなかったことが明らかになった。このような状況の下で、政府は最終解決案として、先の「水俣病問題特別措置法」を制定したのである。

2. 特別措置法の基本的問題点

今回の最終解決案は95年の解決案とことなり、法律であるだけに規制が強いはずだが、一時金の金額さえ決まらず、選挙のために急いで作った欠点が多く見られるが、ここでは裁判と政治的解決の歴史的教訓から見た基本的問題点とチッソ分社化について指摘したい。

(1) 住民健康診断による被害の全体像の把握の欠如

公害対策の基本は住民の健康被害や環境破壊の全体像を把握し、原因を明らかにして原因者の責任で、被害者の完全救済と地域特に環境の浄化と再生を図ることである。しかし政府はいまだに八代海沿岸地域や阿賀野川流域に居住歴のある住民の健康調査をしていない。今回の法律もそれをおこなわず、また環境省はこれについて、否定的な見解を示している。疫学調査を完全にしていないアスベスト問題と同様の失敗である。被害の全体像を明らかにしないで、対症療法的に対策を50年にわたって採ってきたことが、最終的解決を不可能にしてきた。今回も95年解決策と同じように新しい患者が出て混乱し、法による差別によって、社会紛争の種をまくのではないか。また環境汚染の状況についても、徹底した調査がおこなわれていないことも問題点である。

(2) 水俣病の病像

この法律では救済の対象は、四肢末梢優位の感覚障害、全身性感覚障害、口の周囲の感覚障害、舌の2点識別覚障害、求心性視野狭窄の5つの障害にした。これは95年の解決策よりは対象をひろげたが、胎児性患者の独自の症状をもつものや69年以後誕生した被害者は排除している。69年以後誕生の被害者の中には地元の高岡滋医師によって、水俣病と診断されているものもいる。しかし環境省の原徳寿・環境保健部長は、これを認め

ず、この地域の住民が水俣病に過剰反応したヒステリー症状があるのでないかとして病像を否定している。また5つの障害の該当者を水俣病と認めたのではなく、「水俣病被害者」として、従来の行政的判断の基準を変えていない。このように依然として1977年の行政判断に固執して、被害者の線引きがおこなわれている。

この行政判断はイギリスの農薬工場の有機水銀中毒によるハンターラッセル症候群という労災認定の基準を基礎にしている。しかし水俣病は、原田正純の主張のように世界で初めての工場排水中の有機水銀の環境汚染によるのであって、労災とは症状が異なり、また有機水銀の排出が止まっても環境に蓄積した水銀が長期にわたって災害を引き起こすストック(蓄積)公害である。したがって、既存の有機水銀中毒の症状でなく現地で疫学調査をし、多くの患者を診断・治療している医師や研究者の判断がはいって水俣病の病像は決まるといってよい。また行政の審査会などには現場の医師が入ってなければならないが、それは無視されている。原田正純、藤野紘、高岡滋らが、多数の患者を診て作った共通診断書を環境省は無視している。まず水俣病の病像を現実にあったように確定し、その病状などに応じて補償の範囲を決めなければならないだろう。お上の都合で、救済の対象を3年以内に決めて、患者を線引きすれば、切り捨てられた被害者は納得がいかず、紛争は続くであろう。

(3) 分社化問題

今回の法律でもっとも重大な問題は、チッソの分社化にある。これまでの対策で、チッソの財政支援はおこなわれてきたが、それはあくまで、チッソの賠償責任を保障するものであった。しかし今回はチッソの責任を解除する可能性のある措置である。チッソは液晶材料の生産では世界のシェアの45%に上り、今後は太陽光発電用シリコンの生産に進出するなど業績を上げており、かねてから、補償・救済をおこなう事業者と切り離して、発展する部門の新会社を作りたいと希望してきた。そこでこの政治的解決策ではチッソは救済の一時金の支払いに応ずる代わりに、分社化を実

現したのである。新事業会社の株は補償を担当する「特定事業者」が保有し、その株の売買益を資金にして、支払い業務をおこなう財団が救済に当たる。これでは加害企業の責任が消えてしまう可能性がある。公害の被害は永代救済でなければならない。患者は一生、症状に苦しむ。救済は患者の生涯にわたって永続しなければならない。健康や環境の被害がなくなるまで国や企業は責任を持たねばならない。救済窓口の期限を区切ってはいけない。チッソは73年の判決以後、何度倒産してもおかしくない状況であったが、PPP(汚染者負担原則)をつらぬくということで、熊本県や国が公費で支援してきたのである。企業経営が回復してきたということで分社化するというのは本末転倒である。現在チッソの水俣病関連債務は1345億円であるが、今回の制度による経費は初年度115億円と見込まれている。これまでチッソは年22億円程度の補償金を払い、熊本県などの支援融資を少しずつ返している。この不況下で株式の譲渡益が上がらず、また液晶部門に依存することが限界になったときに誰が責任を持つのか。あるいは「特定事業者」が解散した後に被害が顕在化した場合が問題である。国の最終責任の明確化が必要だろう。

(4) 世界最大アスベスト災害の原因者マンヴィル社の「分社化」の教訓

分社化によって、補償の増大と長期化を断絶し本業の発展を図るという方法の先駆はアメリカのアスベスト災害の原因者マンヴィル社がおこなっており、チッソ分社化の行方を考えるのに参考になるので簡単に紹介しよう。

アスベストによる災害によって、アメリカでは毎年約1万人の死者が出ている。アメリカの法律では国家賠償はみとめていないので、解決は原因企業を裁判で訴えて、賠償させている。訴訟は約6万件、被告企業約8400社、原告約60万人、すでに支払われた賠償金は650億ドル(6兆5000億円)。中でもアスベスト関連製造では世界最大であったマンヴィル社はこの訴訟で窮地に陥り、1982年倒産法11条(11 chapter of bankruptcy code)の適用を受けた。これは7条の通常の倒産

の手続きと異なり、企業の再建が可能のようにアスベスト被害財団(トラスト)を作り、そこに賠償を担当させるというマンヴィル・プランである。当時ニューヨーク・タイムズは1面をつぶして、これを偽装倒産と激しく批判した。マンヴィル・プランによって裁判を打ち切り、被害者とは和解する、制裁慰謝料は認めないという条件、またその後訴求する被害者も含めて賠償はこのトラストに任せるという案である。マンヴィルを現に訴求している被害者がこのプランに同意するかどうかは投票で決めたのだが、5万2440人の被害者の内5万275人(95.9%)が認めたので、1986年に認可された。しかしその後マンヴィルを訴求する被害者は増え、申し立て件数は24万件に達し、トラストは破綻状態になった。1994年この法律は改正された。これはマンヴィル改正といわれたように、これでマンヴィルは再生したといわれている。それは企業が財産以上の将来請求が予測される時にすべての裁判をストップして、年金その他の通常の優先的に確保しなければならぬ経済的行為のために再組織できるというものである。この改正以後マンヴィル以外のアスベスト企業は成功裏に操業を続けることが出来て、わずかな例外を除き、売り上げを拡大し利益を挙げているとEWG(ワシントンに本部のある全国的環境NGO)は批判している。この改正以後マンヴィルのトラストは被害をランク付けにして、賠償額を下げ、2003年までに59万7000人に32億ドル(3200億円)を支払ったが、まだ6万5000人が手続き中で、さらに10万1200人が申し出ているので、まだまだ被害者は出てくるとこの日本訴訟を担当した遠藤直哉弁護士は予測している。

私は2007年8月に立命館アスベスト研究会の一員として、ニュージャージー州マンヴィル市の調査に入った。ここは「アスベスト・キャピタル=首都」といわれていたように、1912年事業所創業のマンヴィルの本拠地であり、70年代には約4000人の従業員が、下水管、水道管、建材などのアスベスト製品をつくっていた。従業員の中

心は東欧特にポーランドからの移民が多く、危険であるが給与のよい職業であり、ポーランドのコミュニティに惹かれて労働者があつまっていた。裁判が深刻化してマンヴィル社は先のように補償対策を進め、90年代に連邦のスーパーファンド法の適用を受け、工場を廃棄して、コロラド州デンヴァー市に本拠地を移転した。跡地は2億5000万ドル(250億円)かけて、政府がクリン・アップした。市は跡地の一部にショッピング・センター、映画館、自動車の展示場などを誘致した。市のガルワッキー助役の話では、工場の移転で街は衰退し、人口は減少し、失業者は増え、不動産税などが激減し、市財政は窮迫している。連邦政府にDistressed City(困窮都市)に指定してもらい、若干の補助金をもらっている。沈滞している中心市街地の活性化や事業所の誘致をしているがなかなかうまくいかない、この10年の間に劇的に暗黒の時代に陥ったことを嘆いていた。

(5) 民主主義的な解決を

マンヴィル・プランの先例のように、分社化によって、チッソの責任が解除され、救済が制限あるいは打ち切られる可能性がないとはいえない。水俣市ではチッソの従業員500人、関連の10数社1200人を入れて1700人が働いている。チッソは事業撤退をしないと断言しているので、マンヴィル市のような悲劇は水俣市の場合当面は起こらないだろう。しかし補償問題から自由になれば、私企業の論理が優先するので、マンヴィル市のようにならないと誰も保証はできないであろう。

今回の法案の成立の過程では、住民の合意をうる手続きは省略された。マンヴィル・プランは問題が多いが、関係者の投票をしている。改めて住民の合意をうる手続きが必要なのではないか。今回の法律は先述のように、一時金の額や、対象者の認定の方法、チッソの救済の期限など重要な条項が決まっていない。今後、行政や司法の場などを通じてこの法律の欠陥が検討されることを望みたい。

(みやもと けんいち)